

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

○人口構造

- ・平成27年国勢調査によると本市の人口は149,313人であり、前回調査（平成22年）と比較して1,042人増加し、世帯は2,427世帯増加している。
- ・年齢別の人口比率は、15歳未満人口が13.7%で前回調査から0.6%減少、15歳以上65歳未満が58.7%で2.6%減少、65歳以上人口が27.6%で3.2%増加しており、少子高齢化がさらに進んでいる。

○産業構造

卸・小売業、宿泊・飲食サービス業等の商業や医療・福祉が集積し、雇用や付加価値を生んでいるが、総じて労働生産性は低い。

○中小企業者の実態

- ・本市事業所のうち、中小企業の占める割合は99%を超えている。
- ・米子地区の有効求人倍率は全国平均を上回る約2.4倍、有効正社員倍率も約1.5倍となっており、小売業、宿泊業、建設業、福祉を中心に本市の中小企業は深刻な人手不足の状態となっており、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の省力化、スピード化、高度化等につながる先端設備等の導入を促し、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が向上することで、中小企業の経営基盤の強化と人手不足の解消、設備投資の拡大による本市等地域経済の活性化に寄与する。

また、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受ける事業者は、自社の労働生産性（中小企業者の先端設備等の導入の促進の指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上し、かつ、先端設備等導入計画の計画期間が5年間の場合は15%以上、4年間の場合は12%以上、3年間の場合は9%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市においては、農林水産業、製造業、商業、サービス業と幅広い業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

よって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項及び第2項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

下記の(2)に記載のとおり、農林水産業、製造業、商業、サービス業等、原則、全業種を対象とすることから、対象事業者は本市の広範囲に所在している。このため、本計画の対象区域は、米子市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

○業種

本市の経済、雇用を支えている中小企業者全体に生産性向上の機運を醸成し、全産業で生産性向上による産業の底上げを図り、経済基盤を強固なものとする必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで、又は第13項のいずれかに該当する営業を除く。)

○事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

また、対象となる事業者は、地場産業振興の観点から、米子市内に本社、本店を置く中小企業者(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)とする。

ただし、本社、本店が本市以外にあっても、本市に店舗、事務所、工場等の事業所があり、現に市内で営業を行っている中小企業者であって、なおかつ、次のいずれかの要件を満たす中小企業者は対象とする。

- ・本市の経済や産業と密接な関係がある鳥取県内や島根県の中海・宍道湖圏域内(松江市、出雲市、安来市をいう。)を主な事業活動拠点としていること。
- ・現に市内にある店舗、事務所、工場等の事業所が、現在の事業内容やこれまでの事業実績等を勘案して、本市の経済、産業、雇用、市民生活等と密接な関係や影響があり、市民福祉の向上につながっていると判断されること。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ リストラ等、大量の人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 政治、宗教、選挙活動と関わる取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、行政の中立性、公平性の確保に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や暴力団等反社会的勢力との関係が認められる取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税等を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者の取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、市税等の納付に係る公平性の確保に配慮する。